平成２２年（フ）第３３５号
千葉県八街市文違156番地24
債務者　山下　勝範
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２７８１号
愛知県知多市つつじが丘１丁目14番地　10―303
債務者　山口　雅生
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７９４号
愛知県春日井市篠木町３丁目３番地　シティアークＩＮＡＹＯＳＨＩ201号
債務者　飯田　　太
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９３号
愛知県豊田市宝町津花69番地　コーポタカラ102号
債務者　赤帽　ＩＴＯ　ＴＲＡＮＳＰＯＲＴこと　佐藤　勝人（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６９６号
愛知県岡崎市伊賀町字７丁目87番地１　チェリーブロッサムＡ１―８
債務者　小嶋　弘行
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７０５号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字後シロ20番地緑ヶ丘ビレッジＥ棟103号室、旧住所愛知県西尾市徳次町下十五夜54番地　ウェステールコートＳ棟102号室
債務者　藤谷　秀宣
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７１３号
愛知県岡崎市森越町字三円16番地１　ハイツパー72―Ａ―106
債務者　青野　今子（旧姓荒岡）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７１５号
愛知県岡崎市桜井寺町字東野63番地57、旧住所愛知県岡崎市宇頭町字東山１番地54　パビリオン宇頭２―203
債務者　後藤　　博
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
福岡県八女郡広川町大字新代1659番地３
債務者　安徳　輝昭
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第７０号
福岡県八女郡広川町大字新代1659番地３
債務者　安徳　るみ
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第７１号
福岡県八女郡広川町大字新代1659番地３
債務者　安徳　宇正
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第７６号
福岡県筑後市大字水田430番地３
債務者　木本　友和
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第７７号
福岡県八女市黒木町本分614番地
債務者　内野　征子（旧姓角）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第２６０４号
札幌市清田区平岡５条６丁目２番６号
債務者　野田　栄子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６３７号
札幌市北区北21条西３丁目１番12―105号
債務者　田村　弘義
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６５６号
札幌市北区拓北２条２丁目１番26―206号
債務者　兼平　真介
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部